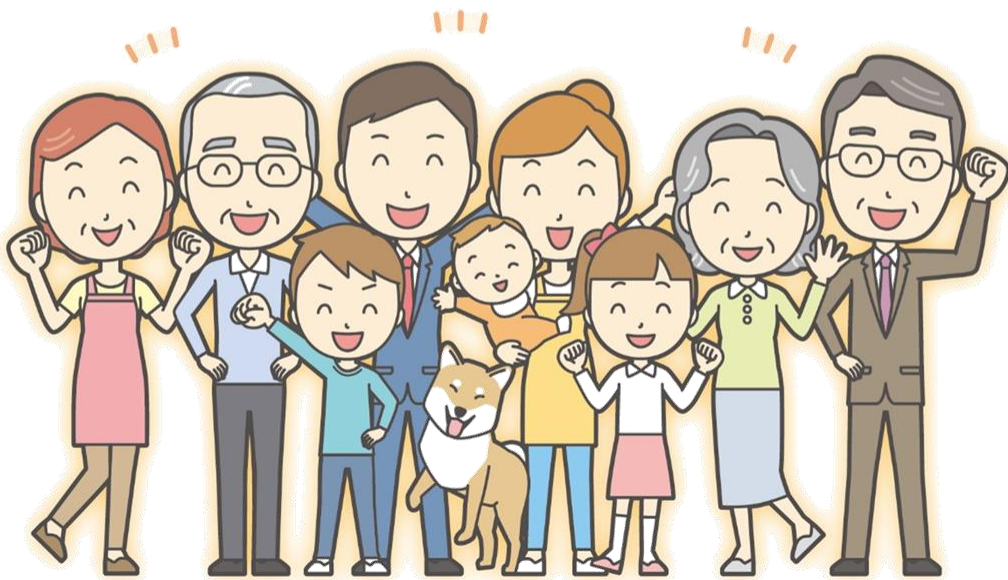


令和2年度～6年度

概要版

第6期 地域福祉実践計画

～広げよう支え合い！つなごう地域の力！～



【地域福祉実践計画とは】

地域福祉実践計画は、社会福祉協議会（社協）が地域福祉の推進を図ることを目的とする団体としての役割と社会的責任を果たすために、今後の対応方針・活動方針を地域住民の皆さんに明らかにする計画です。

社会福祉法人
黒松内町社会福祉協議会

社会福祉協議会とは

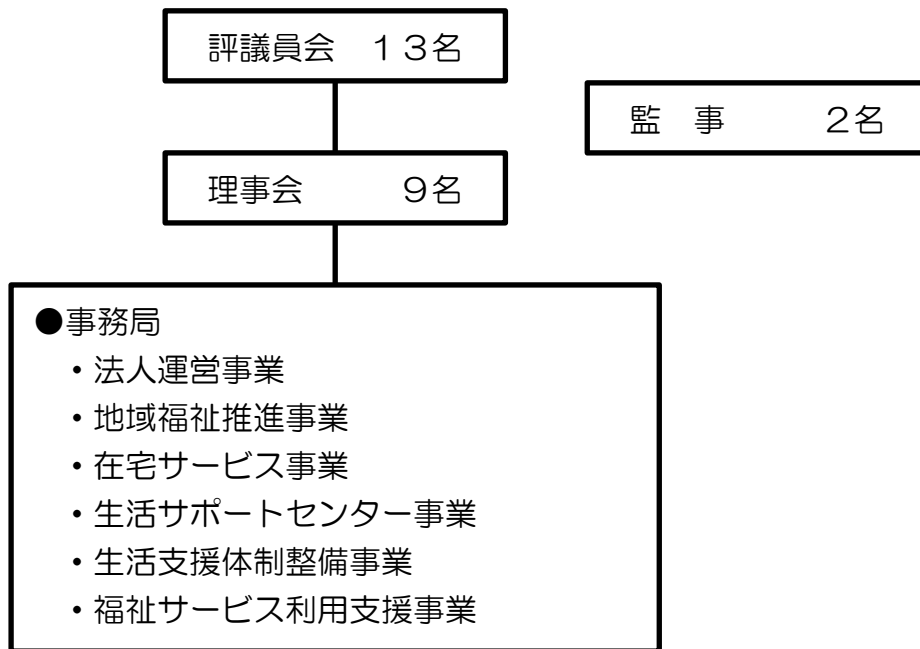
社協は、地域福祉の増進を図ることを目的とする「社会福祉法」に位置付けられた民間団体です。

公共性、公益性の高い民間非営利団体で、住民主体の理念のもと誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉を推進する中心的な団体として位置されています。

また、社協の事業は「社会福祉法」において、以下のとおり規定されています。

- 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 前3つに掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

黒松内町社会福祉協議会組織図



社会福祉法人 黒松内町社会福祉協議会

〒048-0101

寿都郡黒松内町字黒松内586番地1

黒松内町保健福祉センター内

TEL 0136-72-3124 FAX 0136-72-3838

基本計画1 住民一人ひとりの生活課題を受け止め、解決していくための体制づくり

○在宅福祉サービスの充実・推進

- ・安否確認サービス事業の実施
- ・福祉用具貸出
- ・紙おむつ支給事業
- ・緊急通報装置設置事業
- ・除雪サービスの実施

○生活困窮となった方への支援

- ・愛情銀行貸付事業の実施
- ・生活福祉資金貸付事業の実施
- ・生活困窮者自立支援制度事業の実施

○権利擁護体制の推進

- ・成年後見制度の推進
- ・日常生活自立支援事業

○買い物、通院等に係る移動手段の支援

- ・在宅高齢者外出支援事業の実施
- ・移動手段の支援 **強化**

○相談機能強化と情報把握

- ・総合相談の実施
- ・地域ケア会議への参加



基本計画2 黒松内の地域の課題を発見・共有し、解決していくための仕組みづくり

○地域住民等と交流する場の確保・支援

- ・ふれあいのまちづくり事業の実施
- ・社会福祉大会の実施
- ・サロン活動の実施

○福祉関係団体に対する協力・支援

- ・福祉団体の支援
(老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、子ども会育成連合会、ボランティアサークル小鳥のうた、黒松内手話会)

○地域活動に対する支援

- ・小地域活動ネットワーク事業の支援
- ・レクリエーション器具等の備品貸出事業

○災害時における体制整備

- ・防災に関する事業の実施 **強化**



第6期 地域福祉実践計画

令和2年度～6年度

基本目標

「広げよう支え合い、つなごう地域の力」

基本目標をより具体化し、実現しやすくするために、4つの基本計画を柱にして推進します

基本計画3 黒松内の地域づくりを主体的に担う人づくり

○ボランティアセンターの運営

- ・ボランティア運営委員会の設置 **強化**
- ・ボランティア交流会の開催
- ・ボランティア研修会の参加
- ・福祉施設ボランティアの実施

○住民のボランティア意識の啓発

- ・福祉学習へ協力
- ・収集ボランティア活動の支援
(リングプル、ペットボトルキャップ、使用済み切手)

○生活支援体制整備事業の推進

- ・協議体の設置と運営
- ・社会資源の把握と創出



基本計画4 地域福祉推進のための組織づくり

○社協組織、事業運営体制の整備・強化

- ・評議員会、理事会の開催
- ・監事監査の実施
- ・地域福祉実践計画評価委員会の開催
- ・行政、福祉施設等関係機関との連携
- ・個人情報保護の徹底
- ・共同募金、歳末助け合い募金の実施
- ・苦情解決システムの構築

○身近な社協にするための情報提供

- ・広報誌の発行
- ・ホームページの運営

